

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

那覇市

2 構造改革特別区域の名称

那覇市書道特区

3 構造改革特別区域の範囲

那覇市の全域

4 構造改革特別区域の特性

沖縄県は、「琉球王国」として、中国の明代歴朝の「明史実録」琉球伝に交流の記録を残し、15世紀から19世紀にかけて、中国からの冊封を受けた歴史を有する。この間の約400年にわたる冊封儀礼に際し、沖縄から中国への渡航や中国からの冊封使来訪とともに中国の文化を受容し、沖縄独自の歴史と文化を築いてきた。

沖縄独自の歴史の遺産として、那覇市には琉球王府の置かれた「首里城跡」や王家歴代の墓陵である「玉陵」、国王の行幸儀礼を行った「園比屋武御嶽石門」、冊封使の接待や王家の保養に使用した「識名園」の4つの世界遺産をはじめ、多くの琉球王朝関連史跡や博物館所蔵資料が存し、著名な書家でもあった歴代冊封使の書による碑文や扁額等を鑑賞することができる。

生活習慣や地域行事には、王国時代の伝統が脈々と受け継がれており、王朝風俗を伝える「古式行列」や「那覇大綱引き」など地域の大人と児童生徒が協働し、本県の観光の目玉として盛大に行われている。

このような地域特性を活かし、小学校の低学年に「書道科」を設置し、小1プロブレムへの対応の充実を図る。

5 構造改革特別区域計画の意義

「書道科」の実践は、書道の持つ所作の規則性や美意識を学ぶことにより、学習面や生活面に関する重要な資質の形成とあわせて、日本の文化として発展してきた歴史や、その過程における中国と沖縄の交流の歴史に触れることで、アジアにおける沖縄の歴史的、地理的な特色の理解を深め、国際社会に生きる国際人としての感性を醸成する契機ともなる。

また、日本の伝統文化である書道の精神性を理解する土壌を、義務教育の初期段階で身につけ、その土壌の上にアジアにおける沖縄の歴史的、地理的な特色を学び理解を深めることにより、国際社会において沖縄の特殊性を有効に活用しうる人材へと成長し、那覇市のみならず沖縄全体の発展に寄与する人材の育成が期待できる。

そこに、義務教育の初期段階である小学校の1学年及び2学年において「書道科」を導入する意義があると考えられる。

6 構造改革特別区域計画の目標

書道の持つ美意識や人格陶冶の有効性を、学習面と生活面の双方に不可欠な資質の育成に活用することで、基礎学力の向上を図り、あわせて、伝統芸術の実践を通して郷土の歴史・文化への理解を深め、国際社会において交流・親善を深める国際性を醸成することを目標とする。

「書道科」を開設し、毛筆による作品の作成過程において、「美意識」、「自省心」、「集中力」を養成し、小1プロブレムへの対応を図り基礎学力の向上を目標の柱の第1とし、あわせて、日本の伝統文化とともに沖縄と中国の交流の歴史にも触れることができ、郷土の歴史理解を深め国際性の醸成効果を目指し目標の柱の第2とする。さらに、第1と第2の柱を統合し「豊かな心」を持つ人格の形成に資する。

7 構造改革特別区域計画の実施が及ぼす経済的社会的効果

「書道科」を設置し特区事業を推進することによって、次の効果が期待できる。

(1) 社会的効果

- ① 礼儀や作法を重んじる態度
書道の実践課程における所作の規則性や美意識の学習を通して、挨拶や指導者への感謝の気持ちなど、自己伝達能力を育成し、所作の規則性から規範意識を身に付け社会人としての素養を育成する。
- ② 日本人としての自覚と誇りを持つ
伝統文化を学習することで、日本文化の知識・教養を豊かにし、伝統を重んじ、歴史的な認識を深めることとなり、日本人としての自覚と誇りを涵養する。
- ③ 歴史遺産への認識が深まる
日本の伝統文化としての「書道」を学ぶことにより、郷土の歴史に対する認識が深まり、市内の貴重な歴史遺産の意義に関する認識が深まる。
- ④ 国際性の醸成
歴史認識の深まりに伴う日本人としての自覚と誇りにより、国際社会における交流に不可欠な国際性を醸成する。

(2) 経済的効果

- ① 歴史遺産や博物館への訪問
郷土の歴史認識の深まりによって、貴重な世界遺産をはじめ多くの歴史遺産に対する興味・関心が高まり訪問の機会が増加し、地域経済の活性化に寄与する。
- ② 地域の人材活用による学校と地域の交流及び活性化
「書道科」設置に際し、指導者派遣に関する地域の書道団体の協働体制を構築し、学校と地域の交流を図る。加えて地域人材との交流により、地域の書道教室の利用が促進され地域経済の活性化への効果が期待できる。

(3) 教育への信頼度の向上

- ① 集中力、持続力の重要性、及び達成することの喜び
作品の作成過程で集中力とそれを持続することの意味を知る。また、完成した作品を相互に評する中で、努力の結果作品が完成する達成感を得る喜びを体験する。さらにその喜びは、より良い作品づくりへ取り組む向上心に繋がる。この一連のサイクルが、自然なサイクルとして「書道科」の学習を通して、児童に定着する。
- ② 基礎学力の向上
毛筆作品の作成過程において「集中力」を、自他の作品を評する中で「自省心」や「向上心」を育成する。そのことによって、書道科を含めたすべての教

科の学習に際し、集中して取り組み、課題の解決に向けて自身の振り返りや、新たな課題へ向上心を持って取り組む姿勢が生まれ、小1プロブレムへの対応とともに基礎学力の向上を図る。

③ 子どもたちの規範意識の高揚

書道科で学んだ礼儀・作法を重んじる態度により児童の規範意識の高揚を図る。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（802）

9 構造改革特別区域において実施し、またはその実施を促進しようとする特定事業その他の構造改革特別区域改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 書道指導講師派遣

本事業においては、本市に事務所及び多数の教室を有する「茅原書藝会」の協力により、書道指導員の派遣を受ける。

当初は、那覇市立天妃小学校において3年間実施し、3年目年度に評価・検証を行い、市内小学校を対象に書道指導員を派遣し書道特区の充実を図る。実施校の拡充に際しては、「茅原書藝会」以外からの講師派遣により、原則として実施校所在地域に事務所・教室を有する団体等の協力を得る体制を構築する。

(2) 教員の書道実践に係る資質向上

「書道科」設置にともない、書道実践に係る教員の資質向上が求められるため、実施校では、公開授業や授業評価等の教員研修を実施する。

(別紙)

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

那覇市立天妃小学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

①事業主体

那覇市

②事業が行われる区域

那覇市立天妃小学校

(なお、平成23年度以降は、平成22年度までの実績等を検証し、那覇市立小学校への拡充を検討する。)

③事業の実施期間

平成20年4月1日から下記5の(2)の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまでとする。

④事業により実現される行為や整備される施設など

平成20年度実施に向けて実施予定校の予備教室に書道用具等を設置し学習環境を整備する。あわせて、市内に事務所及び事業所を設置する書道団体へ、「書道科」指導への協力を働きかける。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組みの期間

平成20年度から3年間を実施期間のサイクルとし、実施間中は定期的に実施校、指導者、市教委の三者による連絡会を持ち、「書道科」の充実を図る。

さらに3年目ごとに事業評価・指導方法等を検証し次サイクルの実施方法を検討する。

(2) 学習指導要領の基準によらない部分

① 小学校第1及び第2学年に毛筆による「書道科」の時間を置く。

② 第1学年では年間15時間を国語科の書写から6時間、生活科から9時間を充てる。第2学年では年間20時間を国語科の書写から15時間、生活科から5時間を充てる。

「書道科」実施については、現在「英語科」研究に係る文部科学省地域指定を受けているところから、他教科への影響を考慮した時数とする。

③ 「書道科」の評価

評価は、「伝統文化への興味・関心」、「書道に関わる態度・意欲」、「自他の作品に関する気づき」の観点から、児童の達成度について観点別評価を行う。

(3) 計画初年度の教育課程の内容

「書道科」では、毛筆の技能面以外に、学習を通してわが国の情操や伝統文化への興味・関心を引き出し、「美意識」、「自省心」や「規範意識」の涵養、「集中力」の育成に力点を置き、「国語科」とは一線を画す。

学習内容は、「用具の取扱い」、「姿勢と挨拶」、「字形の取り方」について、第1、2学年を通して一貫指導を行う。学習の進度及び取り扱う課題は各学年の発達段階に配慮した内容とする。

小学校第1、第2学年で「書道科」学習の中で、学校生活及び教科学習の基本姿勢を身につけ、さらに、3学年以降の所定の毛筆学習及び総合的な学習の時間等の活用により、低学年で培った基本姿勢の定着・発展を促す。

教育課程表

【現行（英語科実施）】

	各教科の授業時数										道徳	特別活動	研究 教 英科 語	特区 教科 書道	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 画 工 作	家 庭	体 育						
第1学年	268 (-4)		114		100 (-2)	66 (-2)	66 (-2)		88 (-2)	34	30 (-4)	16		782	
第2学年	276 (-4)		155		100 (-5)	68 (-2)	68 (-2)		88 (-2)	35	33 (-2)	17		840	
計	544 (-8)		269		200 (-7)	134 (-4)	134 (-4)		176 (-4)	69	63 (-6)	33		1622	

小学校全校で平成18～20年度英語教育の文部科学省研究開発学校指定を受け、英語科を設定した研究開発を実施しており、()内の時数を英語科に充てている。

【特例措置後（書道科導入後）】

	各教科の授業時数										道徳	特別活動	研究 教 英科 語	特区 教科 書道	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 画 工 作	家 庭	体 育						
第1学年	262 (-4) (-6)		114		91 (-2) (-9)	66 (-2)	66 (-2)		88 (-2)	34	30 (-4)	16	15	782	
第2学年	261 (-4) (-15)		155		95 (-5) (-5)	68 (-2)	68 (-2)		88 (-2)	35	33 (-2)	17	20	840	
計	523 (-8) (-21)		269		186 (-7) (-14)	134 (-4)	134 (-4)		176 (-4)	69	63 (-6)	33	35	1622	

第1学年では、国語科（書写）から6時間、生活科から9時間を書道科に充てる。

第2学年では、国語科（書写）から15時間、生活科から5時間を書道科に充てる。

(4) 児童・生徒への配慮

「書道科」では書道学習を通して、集中力及びその持続力の向上、自省心、美意識の育成を図るとともに、伝統文化への理解を深め、国際性を涵養し豊かな人間性の育成に視点を置くことで、国語科の学習と一線を画する。

実施に際しては、「書写」から21時間を充てるが、小学校第1・2学年での「書写」における学習指導事項に関する、姿勢、丁寧に書くこと、点画の長短、字形の接し方や交わり方、筆順、文字を正しく書くことなど、「書道科」の学習を通して達成することができ、「書写」の時間では硬筆を並行して学習することで、さらに技能面の定着を図ることができる。したがって、「書道科」学習で「書写」の時数削減を補えるものとする。また、「生活科」からは、14時間を充てるが、「生活科」の究極的な目標は、自立への基礎を養うことである。「書道科」設置の目標とする書道の体験を通じた、美意識や自省心、集中力の育成及び、規範意識の高揚は、自身への気付きとともに自立への基礎を養うことと重なるものであり、「生活科」の時数削減を補い得ると考える。

「書道科」の学習では、学級担任教師と外部指導者のT・Tによる、児童の習熟度に配慮したきめ細かな指導を行う。転入生についても習熟度に沿った個別指導を適宜実施する。

(5) 憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法に示されている目標との関係

教育基本法は、日本国憲法の精神にのっとり教育の目標を掲げている。その目標の中には、伝統と文化を尊重し、わが国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが明記されている。

さらに、学校教育法では教育基本法の目標を具体的に規定し、そこには、規範意識、他国を尊重し、わが国と郷土を愛する態度や国際社会の平和と発展に寄与する態度の養成が掲げられている。

「書道科」の学習は、書道を通して、美意識、規範意識など日本の伝統文化に対する理解を深めるとともに、沖縄における書道の発展過程における中国との交流の歴史から国際人としての感性を醸成することを目標としている。

また、書道の学習を通して自省心や集中力を育み、豊かな心をもつ人格の形成に資する目標は、教育基本法及び学校教育法に掲げる教育の目標に合致するものとする。